

# 岩見沢市中小企業等振興条例施行規則の一部を改正する規則の概要

## 第1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の終息に伴い、関連する融資制度を廃止する。

併せて、まちづくり特別資金を利用しやすいように取扱内容を変更する。

## 第2 改正の内容

まちづくり資金のうち新型コロナウイルス感染症に係る借換資金を廃止する。

併せて、まちづくり特別資金について、利子補給の廃止及び保証料補給の対象範囲を拡充し、関係規定の改正を行う。

## 第3 施行期日

令和7年4月1日

岩見沢市規則第17号

岩見沢市中小企業等振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市中小企業等振興条例施行規則の一部を改正する規則

岩見沢市中小企業等振興条例施行規則（昭和53年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条の3を削る。

別表1の2及び別表2を次のように改める。

別表1の2（第6条関係）

融資制度	融資対象
振興資金	中小企業者等で本市に主たる店舗若しくは事務所又は工場等を有し、保証協会の保証対象業種に該当する事業を主として営み、本市で1年以上の同一業種の営業実績を有し、市税等を完納しているもの
特別資金	中小企業者等で、市税等を完納しており、市長が指定する工業団地に工場若しくは事務所若しくは倉庫を設置するもの又は当該工業団地内の土地を取得するもの
まちづくり特別資金	保証協会の保証対象業種に該当する事業を営み、市税等を完納しており、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 起業・開業資金

市内で新たに事業を開始するもの又は新たに事業を開始して1年未満のもの

(2) 活性化資金

中小企業者等で、本市に主たる店舗又は事務所等を有し、事業規模の拡大、新技術・新製品等の開発若しくはこれらを活用した事業の多角化又は新たな事業分野への進出等を行うもの

(3) 商店街活性化資金

中小企業等で、本市に主たる店舗又は事務所等を有し、次のいずれかの要件に該当するもの

ア 既存店舗魅力向上

内外装整備、人材育成、情報収集、経営ノウハウ向上等による既存店舗の魅力向上につながる取組みを行うもの

イ にぎわい創出

イベント、顧客利便施設整備、情報発信、共同施設の整備等により、にぎわい創出に向けた取組みを行うもの

(4) 災害対策資金

災害等の影響により中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けたもの

(5) 中心市街地活性化資金

中小企業者等で、岩見沢市まちなか活性化基本方針に定める区域内に主たる店舗若しくは事務所等を有するもの又は区域内で新たに事業を開始し、中心市街地のにぎわい創出又は店舗等の魅力向上につながる次のいずれかの要件に該当するもの

ア ソフト事業

人材育成、情報発信、イベント、経営ノウハウ向上等の取組みを行うもの

イ ハード事業

		店舗、事務所、オフィスビル、ホテル等の集客施設、共同 住宅、共同施設等の新築又は機能増強に伴う整備を行うもの
--	--	---

別表2（第6条、第6条の2関係）

融資制度	融資条件					
	限度額	期間	利率	保証人	担保	信用保証
振興資金	短期運 転資金	2千 万円	1年以内	短期プライム レート + 0. 1%	取扱金融 機関の定 めるとこ	取扱金融 機関の定 めるとこ
	長期運 転資金	5千 万円	7年以内 (うち 1年以内)	固定金利 長期プライム レート + 0. 4%	ろによる。 による。	保証協会 の保証付 きとなる ことがあ る。
				変動金利 長期プライム レート		
設備資金	1億 円	15年 以内	固定金利 長期プライム レート + 0. 4%			
				変動金利 長期プライム レート		
借換資金	5千 万円	7年以内 (うち 1年以内)	固定金利 長期プライム レート + 0. 4%			

			内)	変動金利 長期プライム レート			
特別資金	企業立地促進資金	設備資金	1 億円以内 (うち据置 2 年以内)	1 5 年 内)変動金利 長期プライム レート	取扱金融機関の定めるとこ ろによる。	取扱金融機関の定めるとこ ろによる。	保証協会の保証付 きとなることがあ る。
別資金	まちづくり特別資金	運転資金 設備資金	1 億円以内 (うち据置 2 年以内)	別表 1 の 2 に規定するまち づくり特別資金の融資対象 別の利率は、次のとおりとす る。  (1) 第 1 号から第 4 号まで に該当す る場合の 利率は次 のとおり とする。  変動金利 長期プライムレ ート + 0 .	取扱金融機関の定めるとこ ろによる。	取扱金融機関の定めるとこ ろによる。	・保証協会の保証付 きとなることがあ る。  ・別表 1 の 2 に規定 するまち づくり特 別資金の 融資対象 第 1 号か ら第 5 号 に該当す る場合は、 保証料を 2 分の 1 補給する。 ただし、保

			3 % (2) 第5 号に該当 する場合 の利率は 次のとお りとする。 ア 固定 金利長期 プライム レート + 1. 3 % イ 変動 金利長期 プライム レート + 0. 3 %	証料の金 額に10 0円未満 の端数が 生じた場 合は、これ を切り捨 てる。
--	--	--	--	--

## 附 則

(施行期日)

- この規則は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- この規則による改正後の岩見沢市中小企業等振興条例施行規則の規定は、施行日以後に融資実行のあった資金について適用し、この規則の施行の際、現に貸付されている資金については、なお従前の例による。